

東大阪公市第1707号
令和3年8月30日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教育長 土屋 宝土

要望書について（回答）

令和3年7月14日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 自治体職員の削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

《回答：人事課》

職員配置については、職員数計画との整合性を図りながら、多様な任用形態により適正配置に努めているところです。緊急時においても継続して市民サービスが提供できるよう、庁内応援等により、執行体制の確保に努めてまいります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

夜間や休日に、息苦しさや発熱など新型コロナウイルスの感染を疑う症状が出た場合は新型コロナ受診相談センターへご相談ください。

新型コロナ受診相談センター
専用電話 (072)963-9393

《回答：政策調整室》

本市では、毎月第4土曜日に市役所本庁舎の窓口業務の一部を開設しております。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

《回答：企画課》

現金支給及び上下水道基本料金減免については、社会情勢を鑑み、他市町村等の動向を注視したうえで検討してまいります。

《回答：水道経営室企画課》

水道料金の減免に係る施策を行うことは、現在予定しておりません。

《回答：総務契約課》

下水道料金の減免に係る施策は、昨年度も未実施ですが、今年度も現在予定しておりません。

《回答：政策調整室》

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた方々への支援策において、市民への現金給付を内容とする施策は、本市独自では未実施となっております。

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

《回答：政策調整室》

国に対しては、地方の実態に即した支援策、財政措置が行われるよう、働きかけてまいります。

《回答：企画課》

社会情勢を鑑み、他市町村等の動向を注視したうえで検討してまいります。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な PCR 検査の実施など、必要なところにいち早く PCR 検査ができるようにして下さい。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

現在、大阪府入院フォローアップセンターの運用により適正な入院体制確保に努めておりますが、軽・中等症患者の円滑な受入れ等、課題等への見直しについては働きかけを継続してまいります。

PCR 検査につきましては、令和3年3月より高齢者施設等の従事者に対する集中検査を開始しており、施設利用者への感染拡大を未然に防ぐよう努めております。また、より多くの方に PCR 検査を受けていただくために令和3年1月より導入した「スマホ検査センター」につきましては、3月と4月に対象者を拡大し、検査件数の増加を図りました。今後も PCR 検査への更なる需要に速やかに応えることができるように努めてまいります。

《回答：施設指導課・保育課》

公立保育所、公立幼保連携型認定こども園において新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合、保健所の指導のもと、濃厚接触者を特定し、迅速なPCR検査の実施に努めています。

その他保育施設においては、定期的なPCR検査は実施しておりませんが、スマホ検査センターの検査対象施設に保育施設が加わりましたので、活用していただけるように各保育施設に周知をしております。また、近畿大学の協力のもと、近畿大学が実施している職域接種に、市内の認可保育施設の保育従事者を加えていただいております。早期にワクチン接種に取り組むことで、保育施設での感染の最小化に努めております。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

東大阪市は令和3年4月に新型コロナウイルス感染者への支援に特化した新組織を創設し、人員体制を強化しました。

また、民間事業者による往診や訪問看護事業者による健康観察等、自宅療養者への支援機能について、大阪府と連携し強化を図っております。

今後も機能強化については継続して努めてまいります。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

《回答：新型コロナウイルスワクチン接種事業課》

ワクチン接種の優先順位について、本市では国が示す優先順位に応じて優先接種の機会を設けておりました。現在は「接種券をお持ちのすべての市民の方」を対象とし

ており、より様々な職種の方へワクチン接種を受けていただけるよう職種区分等を設けておりません。今後も市民の皆さまが1日でも早く希望される方に接種いただけるよう、努めてまいります。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

《回答：医療助成課》

現在、子ども医療費助成制度では、入院・通院とも中学校卒業まで所得制限を設けず、子どもの医療費の助成に取り組んでいます。

ひとり親家庭医療費助成制度では、入院・通院とも所得制限額以内の18歳到達後年度末までの子ども及びその子を監護している父、母またはその子を養育している養育者にかかる医療費の助成に取り組んでいます。また、令和4年1月に子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳到達後年度末までに拡充します。

自己負担額の無償化につきましては、財政状況や制度構築の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

食事療養費につきましては、現在中学校卒業までの子どもに対し、自己負担なしの助成を行っており、令和4年1月の子ども医療費助成制度の拡充に伴い、食事療養費は18歳到達後年度末までの子どもが対象となります。

《回答：資格給付課》

国民健康保険の入院時食事療養費は国の法令で定められており、また、在宅療養者との公平性の観点から本市国民健康保険独自の減額制度を設ける事は難しいと考えます。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

《回答：子ども家庭課》

本市では、子ども食堂に取り組む法人や団体と定期的に意見交換や情報共有を行っております。今後も継続することで、何が必要とされているのか、行政として何ができるのかについて情報収集に努めてまいります。

《回答：生活支援課》

食糧が無い方への緊急支援として、大阪府社会福祉協議会と連携しており、社会貢献事業をお願いして対応しております。

《回答：公民連携協働室》

市と連携している民間企業に、子ども食堂へ食品を提供して頂きました。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

《回答：学校給食課》

給食費については、本市においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による経済的負担を軽減する緊急的な措置として令和3年度1学期間の小学校、義務教育学校（前期）の給食費を無償としております。但し、認定こども園・小学校・中学校での恒久的な給食費無償化については、現在の財政状況からは困難であると考えております。休校中の給食の提供について、本市においては行う予定はありませんが、児童・生徒の健全な心身の育成等の役割を果たすよう、引き続き、「安全でおいしい給食」の提供に努めてまいります。

《回答：施設給付課・施設指導課・保育室保育課・施設利用相談課》

食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則となっておりますが、幼児教育・保育の無償化により、一定の所得階層以下の世帯は副食費が無償となっております。また、それ以外の世帯については、現状についての情報収集に努めてまいります。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

《回答：保険料課》

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれる世帯などの方に対する保険料の減免（以下「新型コロナ特別減免」といいます。）を継続いたしました。

決定通知書に新型コロナ特別減免の制度を周知するチラシを同封するとともに、令和3年度の国民健康保険料について解説するパンフレットにもこの制度についての説明文を記載しております。併せて市政だよりや本市ウェブサイトに掲載いたしました。

た。

なお、新型コロナ特別減免について、本市の被保険者に対する減免要件及び減免額の算出方法等は、昨年度と同様となっております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本市ウェブサイトから申請書をダウンロードできるようにしたほか、なるべく来庁ではなく電話での問い合わせをしていただくよう引き続き周知を行うとともに、決定通知書発送後、電話での相談時には、状況を聞き取り、新型コロナ特別減免など世帯に応じて適用できる減免等がある場合は、内容に応じた申請書を送付する等での対応をすることで郵送申請が可能な仕組みを構築し、窓口での三密状況を避けるべく対策を講じました。

《回答：資格給付課》

傷病手当金につきましては、令和2年4月17日より支給を開始しており、市ウェブサイト、市政だより及び保険料決定通知書の同封パンフレットへの掲載により周知を実施しております。自営業者やフリーランス等様々な就業形態への対象拡大につきましては、財政支援の対象とするよう、中核市市長会より国に要請しており、今後の国の動向を注視してまいります。

一部負担金減免・徴収猶予制度につきましては、市ウェブサイトや国民健康保険料決定通知書同封パンフレットにて詳細を掲載しています。なお、申請につきましては傷病手当金、一部負担金減免・徴収猶予ともに拡大防止の観点から、市ウェブサイトより申請書のダウンロードができ、郵送の申請受付を基本としております。

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。(※介護給付費準備基金がある場合は、第8期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください)介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第1～第3段階)については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

《回答：介護保険料課》

第8期介護保険料につきましては、国・府・市からの公費による負担と、介護給付費準備基金をできるだけ取り崩し活用すること等により、介護保険料の上昇緩和に努めました。

また、公費負担割合の見直しについて国へ要望しております。

非課税世帯の保険料につきましては、公費投入により軽減しておりますが、さらなる国費負担を国へ要望してまいります。

課税層の所得段階の細分化及び、最高段階の引き上げにつきましては、第7期において第18段階までの引き上げを実施しております。

低所得者に対する介護保険料減免制度につきましては、令和3年度から、単身世帯の収入要件を160万円に設定し、減免要件を拡充いたしました。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護生を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

《回答：生活福祉課》

生活保護の申請に関しましては、相談者の状況をお伺いし、生活保護制度だけではなく、利用できる他の制度もあわせて丁寧に説明しておりますので、メール等の受付はしておりません。また、申請意思のある方には、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取するものとして、できるだけ面談を短くするよう努めており、後日、電話等により必要な情報を聴取するなど3密を避けるための取組みを行っております。

扶養照会につきましては、生活保護法第4条第2項において、保護に優先して行われると規定されており、国通知の範囲内で実施は必要と考えております。

《回答：生活支援課》

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から令和2年4月末より住居確保給付金の申請書一式を市ホームページへアップロードし、郵送での受付を開始しています。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填（減収補償）を国・大阪府に求めてください。

《回答：地域健康企画課》

東大阪市における医療提供体制の実情を適宜把握し、医療法の観点に基づき、市民生活に支障をきたさない医療提供体制が構築できるよう必要に応じて関係機関と協議してまいります。

《回答：高齢介護課・障害施策推進課》

これまで国・大阪府においてさまざまな支援策が講じられているところであり、介護事業所・障害者事業所等に活用していただけるように周知に努めるとともに、制度の拡充について必要に応じて国等に働き掛けてまいります。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

《回答：子ども相談課》

平素より東大阪市要保護児童対策地域協議会のもと関係部署と連携を行い、児童虐待の予防や早期発見及び対応に努めております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策による学校園の臨時休校

や、つどいの広場事業や地域子育て支援センターの休止が続く中、児童虐待リスクの高まりを危惧し、令和2年4月27日付厚生労働省子ども家庭局長通知「子どもの見守り強化アクションプランの実施について」の発出を受け、市内の学校園などの協力のもと、子どもの見守り状況を確認し安全確認を行いました。令和3年度については、学校園等の臨時休校は実施されておりませんが、今後も引き続き、関係部署と連携を行い、児童虐待の予防や早期発見及び対応に努めてまいります。

《回答：多文化共生・男女共同参画課》

本市では、平成28年度よりDV専門相談窓口を設置し、対応を進めてきました。児童虐待、DV被害者への支援のために、東大阪市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議などの場を通じて、関係機関との連携を進め、今後一層、支援の充実に努めてまいります。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

《回答：危機管理室》

避難所における感染拡大リスクを下げるため、令和2年6月1日付で「避難所における新型コロナウイルス等感染症対応マニュアル」を策定し、避難者受入れの手順、避難所でのスペースの確保、適切な喚起の実施、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底、衛生環境の確保、発熱者が出た場合の措置等の対応を取りまとめるとともに、当マニュアルに基づく避難所配備職員の実地研修を行っております。

さらに昨年度、マスクや手指消毒剤、テント等の感染症対策物品を第1次避難所に整備しております。今後も引き続き、感染症対策物品の追加購入や更新等を含め、避難所における感染予防に努めてまいります。